

令和9年度
福岡市立学校教員採用候補者選考試験
(教職経験特別選考) 実施要項

福岡市教育委員会

本市の求める教員像

- ・ 向上心を持ち、子どもの学ぶ意欲と学力を高める学習指導ができる教員
- ・ 人権感覚にあふれ、子ども理解に基づいたあたたかい生徒指導ができる教員
- ・ 危機管理意識を持ち、子どもの生命や身体の安全を確保できる教員
- ・ 協調性を持ち、同僚や保護者・地域等と協働しながら教育活動を推進できる教員
- ・ 社会性を備え、法令を遵守しながら体罰や飲酒運転等の不祥事を根絶できる教員

▶ 出願方法・出願受付期間

[出願方法]

電子申請による出願

- 福岡市教育委員会ホームページ内の「福岡市立学校教員採用候補者選考試験」のページにアクセスし、教職特選特別選考の電子申請フォームから出願してください。
- 電子申請による出願と併せて、自己PRシートを郵送で提出する必要があります。

[出願受付期間]

令和8年2月9日(月)～令和8年3月2日(月) ※午後5時(受信有効)

▶ 試験日

[面接試験]

令和8年4月25日(土)～令和8年5月3日(日)までの間で、
いずれか1日を予定

1 試験の趣旨

この試験は、令和9年度福岡市立学校教員採用候補者選考に必要な資料を得るために実施するものです。福岡市立学校における講師等としての優秀な勤務実績があり、即戦力として活躍できる人材を採用することを目的として実施します。

2 採用区分及び採用予定者数

(1) 採用区分

採用区分（教科）		備考
小学校教諭		
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	
特別支援学校教諭	小学部	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級、通級指導教室に配置されることがある ・中学部採用者は、特別支援学校の高等部に配置されることがある
	中学部	
養護教諭		小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務

(注1) 小学校教諭、中学校教諭及び特別支援学校教諭については、受験した採用区分と異なる校種又は学部配置されることがあります。

(注2) 外国籍の者については、次のいずれかに該当する者にのみ受験資格があります。

- ・出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

上記の者については、「任用の期限を付さない常勤講師」としての採用になります。

なお、「任用の期限を付さない常勤講師」は、校務の運営に参画する職や業務に就くことはできません。

(2) 採用予定者数

小学校教諭	中学校教諭									
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技術	家庭	英語
20名程度	5名程度	5名程度	5名程度	5名程度	3名程度	3名程度	3名程度	3名程度	3名程度	5名程度

特別支援学校教諭		養護教諭
小学部	中学部	
3名程度	20名程度	3名程度

※採用予定者数は、令和8年1月末時点での見込みであり、変動する場合があります。

3 受験資格

次の①～⑥の受験資格を満たす必要があります。

- ① 受験する採用区分、教科に関する普通免許状（採用日時点で有効なものに限る。）を所有する者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者
(注) 特別支援学校教諭受験者は、次のア、イのいずれの免許状も必要
ア 小学部での受験者は小学校教諭普通免許状、中学部での受験者は受験する教科の中学校教諭普通免許状
イ 特別支援学校教諭普通免許状（**「知的障害者及び肢体不自由者に関する領域」又は「知的障害者及び病弱者に関する領域」**）又は養護学校教諭普通免許状
- ② 昭和42年4月2日以降に出生した者
- ③ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者（6頁を参照）
- ④ 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しない者（6頁を参照）
- ⑤ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、福岡市立学校において以下のいずれも満たす勤務経験がある者
ア 常勤講師又は週の勤務時間が16時間以上の非常勤講師（いずれも養護助教諭を含む。）としての勤務であること（職種、校種、学部及び教科を問わない。）
イ 同一校における通算6月以上の勤務であること（算定方法等は下記参照）
- ⑥ 福岡市立学校教員を第一志望とする者（他自治体等との併願を妨げるものではないが、福岡市立学校教員採用候補者名簿に登載された場合には、福岡市に採用される意思を有する者）

<「同一校における通算6月以上の勤務であること」の考え方について>

● **1日でも勤務した月は1月として算定します。**

勤務期間の算定にあたっては、1日でも勤務した月は、1月として計算します。

● **同一の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部での勤務は、同一校における勤務とみなします。**

同一の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部での勤務については、同一校における勤務とみなし、通算して算定することができます。

● **休暇・休職等の期間については、勤務期間に含めません。**

休暇（年次有給休暇を含む）・休職等により、実際に勤務していない期間については、勤務期間に含めません。

<例>

A校での任用期間：令和7年4月11日～令和7年9月30日

（うち年次有給休暇：令和7年8月1日～令和7年8月5日）

（うち病気休暇：令和7年8月6日～令和7年9月2日）

⇒ 上記の場合、令和7年8月は実際に勤務した日が1日もないため、勤務期間に計上することができません。したがって、A校における勤務期間は5月となり、受験資格を満たしません。
ただし、時間年休等、1日のうち一部でも勤務した時間がある日については、勤務実績があるものとみなします。

4 出願手続

電子申請により出願してください。

(1) 電子申請

① 出願受付期間

令和8年2月9日(月)から令和8年3月2日(月)午後5時まで ※受信有効

※出願は、出願受付期間中に正常に到達したもののみ有効とします。

出願受付期間の最終日は回線の混雑が予想されますので、時間に余裕をもって出願してください。

※送信後、1時間以内に「申請到達メール(申請受け付けのお知らせ)」が届きます。1時間が経過してもメールが届かない場合は、教職員第1課まで速やかに電話連絡をしてください。

② 出願方法

福岡市教育委員会ホームページ内の「福岡市立学校教員採用候補者選考試験」のページにアクセスし、教職特選特別選考の電子申請フォームから出願してください。申請手順の詳細については、同一ページに掲載している手順書を参照してください。(当該ページのURL及び二次元コードは10頁を参照。)

③ 注意事項

- 福岡市からのメールが、一部のメールサービスでは迷惑メールに振り分けられることがありますので、メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。

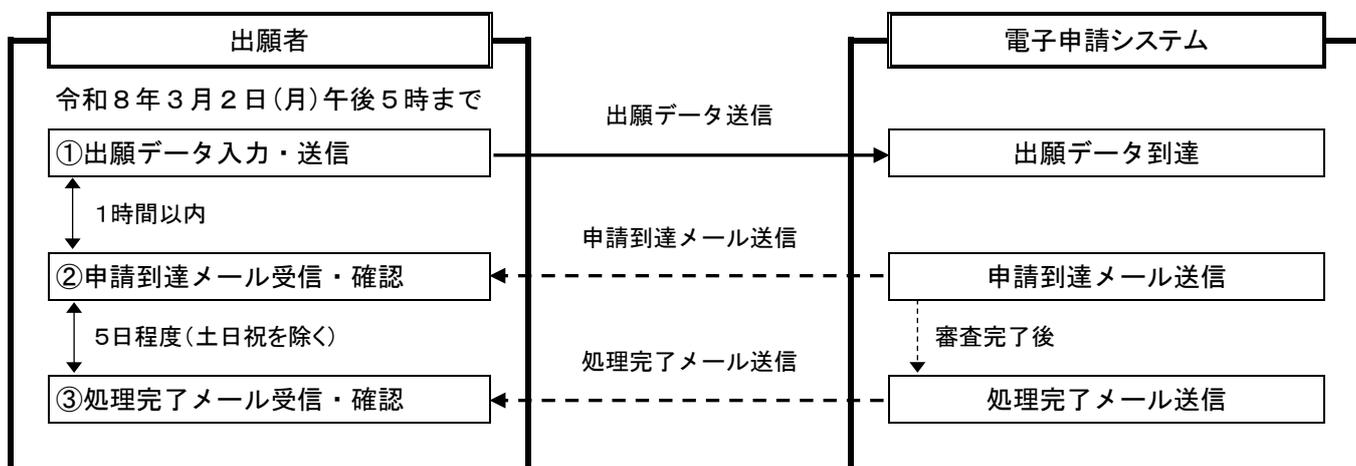
また、メールアドレスやドメインの指定受信をされている方は、「@mail.graffer.jp」及び「@city.fukuoka.lg.jp」のメールを受信拒否しないよう、設定をお願いします。

- 一度申請した内容の変更はできません。申請内容の修正を行う場合は、一度、申請の取下げを行い、再度、新規申請をする必要があります。「申請を取り下げる」ボタンをクリックして申請の取下げを行い、再度新規申請を行ってください。重複して申請した場合、出願が無効となることがあります。重複申請にならないよう、必ず申請の取下げを行ってください。

なお、出願データの審査状況により、「申請を取り下げる」ボタンが表示されないことがあります。申請内容の修正を行う際に、「申請を取り下げる」ボタンが表示されていない場合は、教職員第1課までご連絡ください。

- 通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

<出願の流れ>



(2) 出願時に提出が必要な書類

① 提出書類

自己PRシート（特段の事情がない限り、自筆で記入すること。）

福岡市教育委員会ホームページ掲載の様式により自己PRシートを作成のうえ、下記のあて先へ郵送してください。記入にあたっては記入例を参照し、記入後に顔写真を貼付してください。

② 提出期間

令和8年2月9日（月）から令和8年3月2日（月）※当日消印有効

※上記期間内に提出されなかった場合は、受験を辞退したものとみなします。

③ あて先

〒810-8621（所在地の記載不要）福岡市教育委員会 教職員第1課

（注）ア 角形2号（規格24×33.2cm）の封筒（折曲厳禁）により、簡易書留で提出してください。

イ 封筒の表に、「自己PRシート在中」と朱書きしてください。

ウ 封筒の裏に、差出人の住所・氏名・電話番号・採用区分・教科を明記してください。

(3) 出願に当たっての留意事項

- ① 出願受付期間終了後の採用区分（教科を含む。）の変更は認めません。
- ② 提出書類（電子申請による出願データを含む。以下、同じ。）は返却しません。
- ③ 提出書類に不備や不足があった場合は、出願を受け付けることができないことがあります。

(4) 受験票の送付

出願を受け付けた受験者には、受験番号等を記載した受験票を送付します。

4月9日（木）までに受験票が届かない場合は、4月10日（金）午前9時～午後6時の間に教職員第1課へ必ず電話連絡をしてください。（Tel：092-711-4612）

5 選考方法

本選考試験では、以下の項目に基づき、選考を行います。

(1) 講師等としての勤務成績

福岡市立学校において、令和7年度に常勤講師又は非常勤講師等として勤務した期間の勤務成績を、選考にあたっての資料とします。

(2) 面接試験

福岡市立学校教員としての資質・適性等に関する個人面接を行います。

① 実施日

令和8年4月25日（土）から令和8年5月3日（日）までの間で、いずれか1日を予定

② 試験会場

受験票で通知（福岡市内を予定）

③ 集合時間

受験票で通知

④ 持参する物

- ア 受験票（必要事項を記入し、自己PRシートと同一の写真を貼付すること。）の原本及び写し
- イ 筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、プラスチック消しゴム）
- ウ 上靴
- エ 下靴入れ袋

※上記以外の物を持参する必要がある場合は、受験票で通知します。

6 試験結果の通知等

試験の結果については、5月下旬に合格者に文書で通知するとともに、合格者の受験番号を福岡市教育委員会ホームページに掲載します。

また、不合格となった者には、試験の成績を文書で通知します。

7 採用候補者名簿への登載と採用

- (1) 合格者は、原則「令和9年度福岡市立学校教員採用候補者名簿」に登載します。
- (2) 採用は、令和9年4月1日以降、採用候補者名簿に登載されている者の中から逐次行います。採用候補者名簿の有効期間は令和10年4月30日までです。
- (3) 昭和42年4月2日から昭和43年4月1日に出生した者は、「令和9年度福岡市立学校教員採用候補者名簿」のみの名簿登載となります。
- (4) 採用とは、地方公務員法第22条及び教育公務員特例法第12条第1項に基づく条件付採用であり、教員として1年間（養護教諭においては6月間）勤務し、その間、教員としての職務を良好な成績で遂行したときに初めて正式採用となります。
- (5) 名簿登載者は、健康診断を別途通知する時期までに受検してください。名簿登載者でも、病気など健康上の理由によりその職に耐えられないと認められる場合は、採用の時期が遅れることや、採用されないことがあります。
- (6) 上記(5)以外に、勤務できない特別な事情がある場合や、採用するにふさわしくない事実があったと判断された場合は、採用の時期が遅れること又は採用されないことがあります。
- (7) 次の場合は、合格を取り消すとともに、採用候補者名簿から削除します。
 - ・免許状取得見込みの者が、令和9年3月31日までに免許状を取得できなかった場合
 - ・採用日時点において有効な普通免許状を所有していない場合
 - ・受験資格の証明ができない場合又は受験資格を欠いていることが判明した場合
 - ・提出書類に虚偽があった場合

8 令和9年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験との併願について

本特別選考を受験している場合であっても、令和8年4月募集開始予定の「令和9年度福岡市立学校教員採用候補者選考試験（以下、「一般選考試験」という。）」に出願することができます。

※一般選考試験の受験を希望される場合は、別途出願手続きを行う必要がありますのでご注意ください。

ただし、本特別選考と一般選考試験を同一の採用区分（教科を含む。）で併願している者が、本特別選考に合格した場合、一般選考試験の出願を取り下げたものとして取り扱います。

また、異なる採用区分で併願した場合は、本特別選考に合格した場合であっても、一般選考試験を受験することができますが、一般選考試験に合格した場合は、本特別選考の合格を辞退したのものとして取り扱います。

9 その他

- (1) 受験票や試験結果等の通知は、電子申請による出願時に入力された住所に郵送します。出願後に住所を変更した場合は、教職員第1課へ速やかに電話連絡してください。併せて郵便局へ転居を届け出てください。
- (2) 志願の情報は、臨時教員や研修の案内等に利用することがあります。
- (3) 試験当日の問い合わせや連絡は、受け付けられません。
- (4) 次のいずれかに該当する者は、福岡市立学校教員になることはできません。

[地方公務員法第16条関係]

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 福岡市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

[学校教育法第9条関係]

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※学校教育法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

[学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項]

- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの
- ※学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

10 勤務条件について（令和8年1月1日時点）

※採用されるまでに給与・勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

（1）給与

初任給	小・中学校教諭、養護教諭	特別支援学校教諭
大学卒	約 308,000 円～	約 320,000 円～
短大卒	約 288,000 円～	約 293,000 円～

※上記の給与には、給料のほか、給料の調整額、教職調整額、地域手当（給料の10%）及び義務教育等教員特別手当を含みます。

※上位の学歴や経験年数を有する者は、一定の基準により、上記の給与に加算されることがあります。

（2）諸手当

上記（1）のほか、給与関係の条例、規則等の定めるところにより、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（年間4.65月分*）等が支給されます。

※期末・勤勉手当の支給月数は、基準日前6月以内における福岡市職員としての在職期間等に応じて除算されます。

（3）勤務時間

1日7時間45分（週38時間45分）

（4）休日等

土曜日、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

（5）休暇等

年次有給休暇（1年度に20日（年度途中の採用者は、採用後の月数に応じて付与））、特別有給休暇（夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、育児休業等があります。

（6）福利厚生

健康保険と年金保険については、公立学校共済組合への加入となります。

また、福岡市教職員互助会や福岡県教職員互助会に加入し、下記の福利厚生を受けることができます。

- 給付事業（結婚祝金、出産見舞金、入学祝金 など）
- 貸付事業（一般資金、修学資金、自動車購入資金 など）
- 文化事業（観劇、スポーツ観戦、展覧会、カルチャーセンターの利用助成 など）
- 健康事業（人間ドック、スポーツクラブの利用助成 など）

Q & A

Q. 特別支援学校教諭の採用区分に係る受験資格のうち、教員免許状の要件について教えてください。

A. 特別支援学校教諭免許状は、「知的障害者及び肢体不自由者に関する領域」又は「知的障害者及び病弱者に関する領域」の免許状が必要です。

特別支援学校教諭の採用区分に係る受験資格のうち、教員免許状に関する要件における特別支援学校教諭免許状は、「知的障害者及び肢体不自由者に関する領域」又は「知的障害者及び病弱者に関する領域」が必要です。（養護学校教諭普通免許状も可）

例年、合格発表後に、免許状の取得に必要な単位や実務経験年数が不足している（必要な単位を誤って認識していた、実務経験年数の算定を誤っていた）ことが発覚し、免許状が取得できずに合格取消となるケースが散見されますので、必ず事前に確認するようにしてください。

Q. 普通免許状は中学校教諭しか所有していませんが、小学校教諭の臨時免許状の交付を受け、小学校の常勤講師として勤務しています。小学校教諭の採用区分で受験することはできますか。

A. 臨時免許状で勤務した場合であっても、勤務経験として算定することができます。

臨時免許状により講師等として勤務した場合であっても、普通免許状による勤務と同様に、勤務経験として算定することができます。

なお、出願や受験にあたっては、普通免許状を所有していなくても差し支えありませんが、令和9年3月31日までに当該採用区分の普通免許状を取得できない場合は、合格を取り消すとともに、採用候補者名簿から削除しますので、注意してください。

Q. 一般選考試験と併願した場合の取扱いについて教えてください。

A. 教職経験特別選考試験を受験している場合であっても、一般選考試験（出願受付期間は、令和8年4月を予定）に出願することができます。なお、教職経験特別選考試験に合格した場合、併願した一般選考試験については、下記の取扱いとなります。

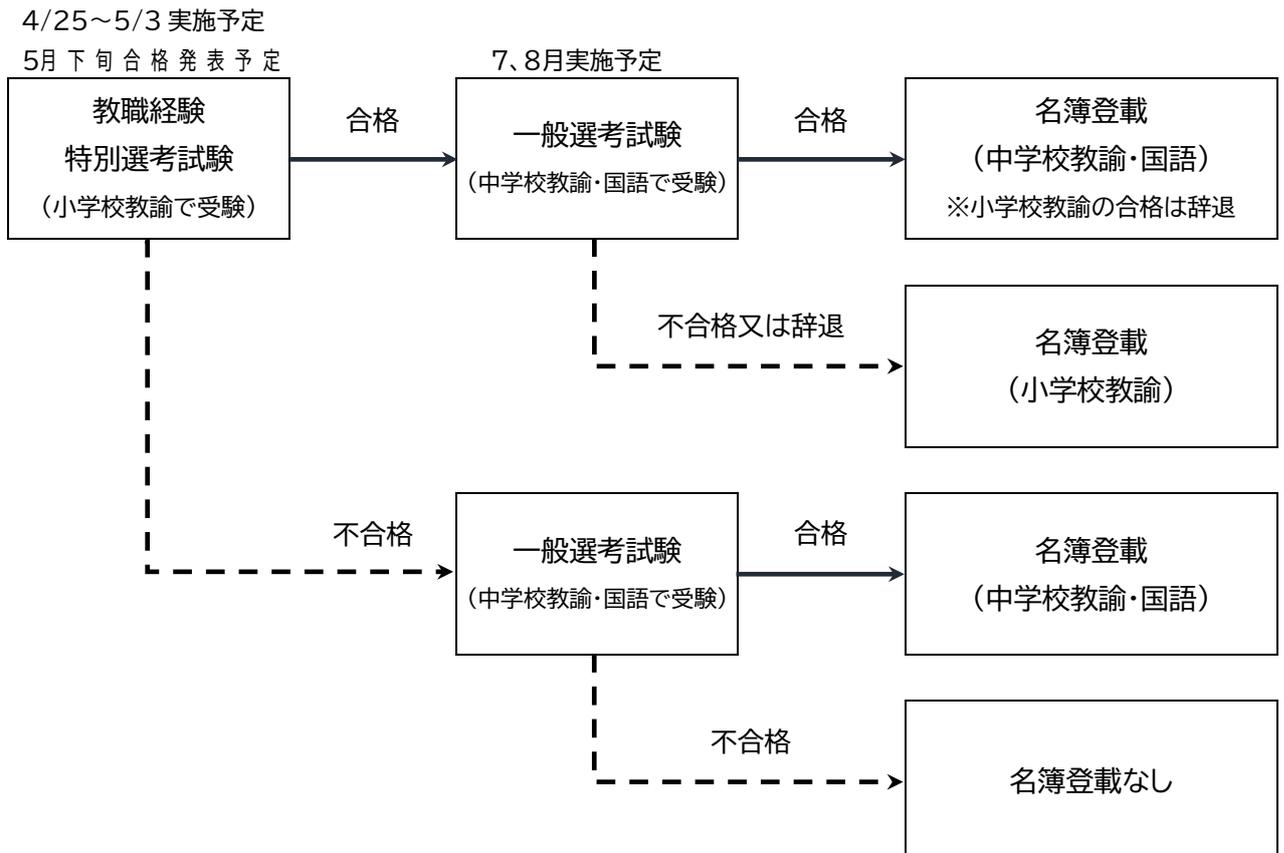
＜教職経験特別選考試験と一般選考試験を同一の採用区分で併願した場合＞

教職経験特別選考試験に合格した場合、一般選考試験の出願を取り下げたものとして取り扱います。
（一般選考試験を受験することはできません。なお、一般選考試験の出願取下げの手続きは不要です。）

＜教職経験特別選考試験と一般選考試験を異なる採用区分で併願した場合＞

教職経験特別選考試験に合格した場合であっても、一般選考試験を受験することが可能です。
ただし、一般選考試験に合格した場合は、一般選考試験で受験した採用区分での名簿登載となり、教職経験特別選考試験の合格については、辞退したものとして取り扱います。（両方の採用区分に名簿登載することはできません。なお、教職経験特別選考試験の合格辞退の手続きは不要です。）
一般選考試験が不合格であった場合（又は一般選考試験を辞退した場合）は、教職経験特別選考試験で受験した採用区分での名簿登載となります。

【例】教職経験特別選考試験を小学校教諭で、一般選考試験を中学校教諭(国語)で受験した場合



出願から採用までのスケジュール

出願から採用までのスケジュールは、下記を予定しています。

【出願期間】

<電子申請> 令和8年2月9日（月）～ 令和8年3月2日（月）※午後5時

【選考試験】 令和8年4月25日（土）～ 令和8年5月3日（日）予定

【合格発表】 令和8年5月下旬予定

【第1回採用手続き会】 令和8年10月～11月予定
（採用手続き関係書類の提出、採用に向けたガイダンス等）

【第2回採用手続き会】 令和8年12月下旬予定
（配置校決定に当たっての個人面談、写真撮影等）

【配置校通知】 令和9年3月下旬予定
（配置校通知後に事前の学校訪問）

【採用】 令和9年4月1日（木）以降（原則）

※教員採用試験に関する情報などをホームページやX（旧 Twitter）で随時発信していますので、ご確認ください。

【申込み・問い合わせ先】

福岡市教育委員会 教職員第1課（福岡市役所11階）

TEL：092-711-4612 FAX：092-733-5536

受付時間：平日午前8時45分から午後6時まで

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号

<福岡市教育委員会 教員採用試験ホームページ>

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kyoshokuin/ed/kyouinn01.html>

ホームページ



X

